



吉田労務管理センター

事務所だよい

Vol.213

2021年10月13日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

令和3年10月1日より

広島県最低賃金が改正されました

1時間当たり 28円上がりりました。お気を付け下さい！

令和3年9月30日まで

令和3年10月1日より

時間額 871円

時間額 899円

最低賃金に参入しない賃金

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日および深夜の割増賃金

労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんのが安心して働くように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることになります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

ひとりでも労働者を雇ったら、
労働保険に入る義務があります！

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。

令和3年5月から11月までの 雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、令和3年9月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じていましたが、一部内容を変更し、

この特例措置が11月30日まで延長されました。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置（全国）	4/5（10/10）15,000円	4/5（9/10） 13,500円
	*1業況特例（全国）		
	*2地域に係る特例		4/5（10/10） 15,000円

注) 金額は1人1日当たりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

社会保険に加入していないパート・アルバイトの方の 新型コロナウィルス感染症に係る傷病手当金について

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者が新型コロナウィルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から十分な給与等がうけられない場合に傷病手当金の支給を受けることができます。

対象者

- 給与等の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者であること
- 新型コロナウィルス感染症に感染し、または発熱等の症状により感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと
- 2によって3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり該当日が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に属すること
- 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

注) 健康保険の扶養者は該当せず。

支給対象期間

労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から就労することができない期間のうち就労を予定していた日（最長1年6ヶ月間）

支給額

（直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×日数

適用期間

令和2年1月1日から令和3年12月31日